

議案第 4 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

安中市長 岩 井 均

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年安中市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の227.5」を「、6月に支給する場合には100分の227.5、12月に支給する場合には100分の232.5」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の227.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「新条例」という。）第7条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。